

八松小学校北通り線ほか2路線に矢羽根マークを設置しました！



矢羽根マークとは

- 自転車の走行場所と進行方向を示す青色の路面マークのことです。
- 自転車利用者は、矢羽根マークを目印に原則「車道の左側通行」をお願いいたします。
- 矢羽根マーク設置区間では、自動車やバイクと混在しますので、お互いに注意して通行しましょう。



【案内図】



【写真】（八松小学校北通り線）



【写真】（辻堂 429号線）



八松小学校北通り線ほかの自転車の通行方法

- 自転車の通行は、上記写真に示す①と②の方向で矢羽根マークを目印に「車道の左側通行」をお願いいたします。
- ③からは自転車押し歩き範囲になりますので、ご協力お願いいたします。

地域の皆様には、今後とも交通ルールを守り、安心・安全な通行を心がけていただくよう、お願いいたします。また、令和8年4月1日から「**交通反則通告制度**※」が導入され、取締り手続きが大きく変わりますので併せてご確認ください。

※交通反則通告制度・・・交通違反をした場合の手続きを簡略化するための制度です。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されます。その時、発行される交通反則通告書が「青切符」と呼ばれます。



【担当課】藤沢市 道路整備課

電話番号 0466-50-3547(直通)

自転車にも

2026年4月1日～

交通反則通告制度『青切符』 が導入されます。

※自転車の運転者(16歳未満の者を除く)がした一定の違反が交通反則通告制度『青切符』の対象となります。

※警察官が自転車の交通違反を認知したとき、基本的には現場で指導警告を行います。その違反が交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって危険性、迷惑性が高い違反であったときは検挙を行います。

いのちを守る
ヘルメット、かぶって
楽しくサイクリング



青切符により検挙される違反例

携帯電話使用等
(保持)
12,000円

遮断踏切立ち入り
7,000円

車道の右側通行
6,000円

信号無視
6,000円

制動装置不良
(ブレーキ)
5,000円

一時不停止
5,000円

無灯火
5,000円

二人乗り・並進
3,000円



詳しくは神奈川県警
『自転車ルールブック』を確認



※信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され、または交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、『自転車運転者講習』の受講が命じられます。

藤沢警察署 藤沢北警察署 藤沢市